〈社会福祉法人 協同福祉会 行動計画〉

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日~令和 9年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1:年次有給休暇の取得推進をはかるとともに、取得日数を平均年間10日以上とする。

(対策) 令和6年4月~ 前年度の年次有給休暇取得状況を把握する。

令和7年4月~ 計画的な年次有給休暇取得に向けて各部署において取得計画を 策定する。

令和8年4月~ 事業所ごとの年次有給休暇取得日程の調整と進捗状況報告をする。

目標2:職員の所定外労働時間を一人当たり月30時間未満とする。

(対策) 令和6年4月~ 所定外労働の原因の分析等を行う。

令和7年4月~ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施する。

令和8年4月~ 各事業所における問題点の検討及び研修を実施する。

日標3:地域において子どもの健全な育成のための活動を行う。

(対策) 令和6年4月~ こども広場とヤングケアラー支援を始めるための準備をする。

令和7年4月~ こども広場の運営と学童保育、ヤングケアラー支援による地域 貢献をする。

令和8年4月~ 全事業所におけるこども広場の開催と地域交流を実施する。